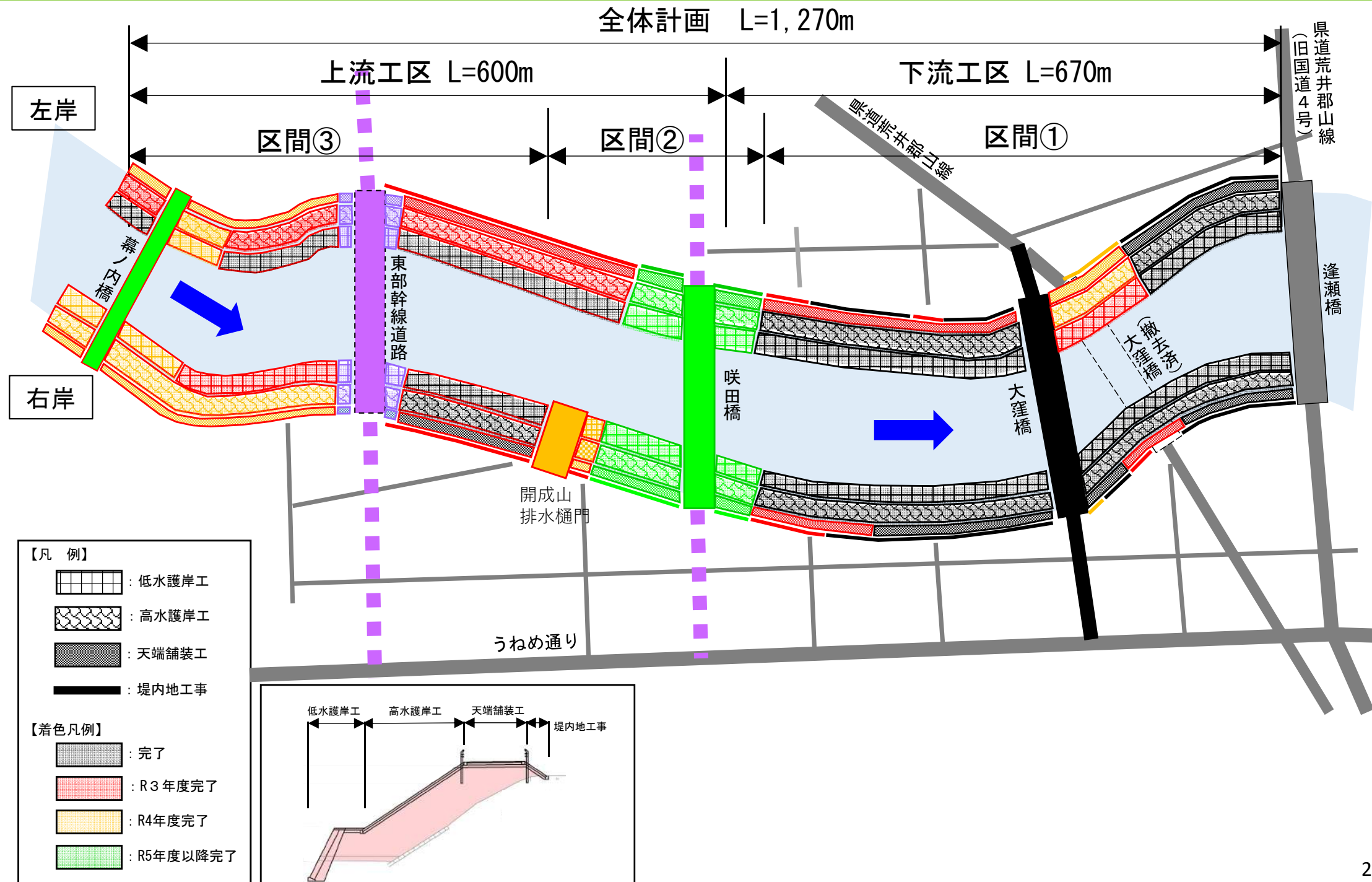


令和3年度逢瀬川河川改修事業説明資料

令和3年11月13日
福島県県中建設事務所

1. 逢瀬川河川改修事業説明図（事業進捗予定図：令和3年度末時点）



2. 事業工程表

工種	令和2年度	令和3年度												令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
①逢瀬橋から咲田橋までの築堤護岸完了	築堤盛土工完了																			
築堤盛土工																				
護岸工																				
堤内地工																				
舗装工																				
②咲田橋から開成山排水区樋門までの築堤護岸完了																				
咲田橋架替工事																				
関係機関協議・詳細設計・物件補償交渉																				
仮歩道橋工事・支障物移設																				
旧橋撤去・下部工・上部工																				
築堤盛土工																				
護岸工																				
堤内地工																				
舗装工																				
開成山排水区樋門改修工																				
付属施設工事																				
③開成山排水区樋門から幕ノ内橋までの築堤護岸完了																				
築堤盛土工																				
護岸工																				
桜木樋門・3号樋門																				
堤内地工																				
舗装工																				
幕ノ内橋旧橋撤去・下部工・上部工																				

※咲田橋は通行止めを前提としています。

築堤護岸完了

仮歩道橋撤去部
築堤護岸完了

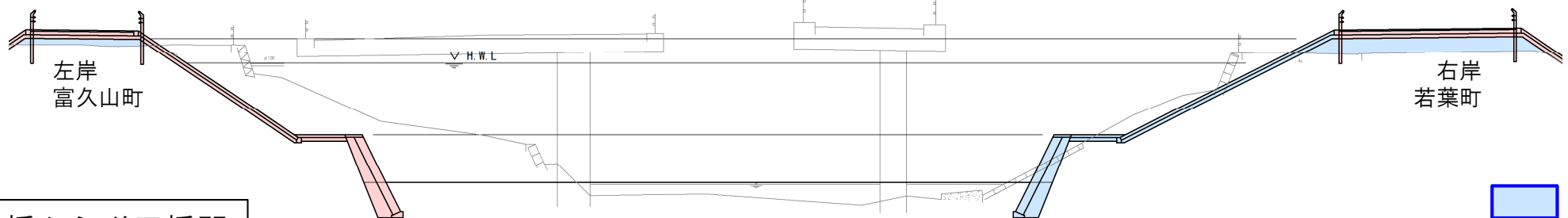
※今後の調査・検討・関係機関との調整により変更の可能性があります。

3. 事業進捗状況（1）

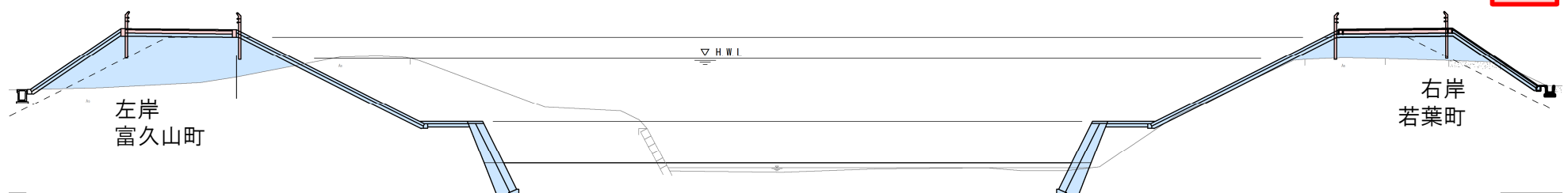


※写真中の赤線は、断面図の位置を示しています。

逢瀬橋から大窪橋間



大窪橋から咲田橋間



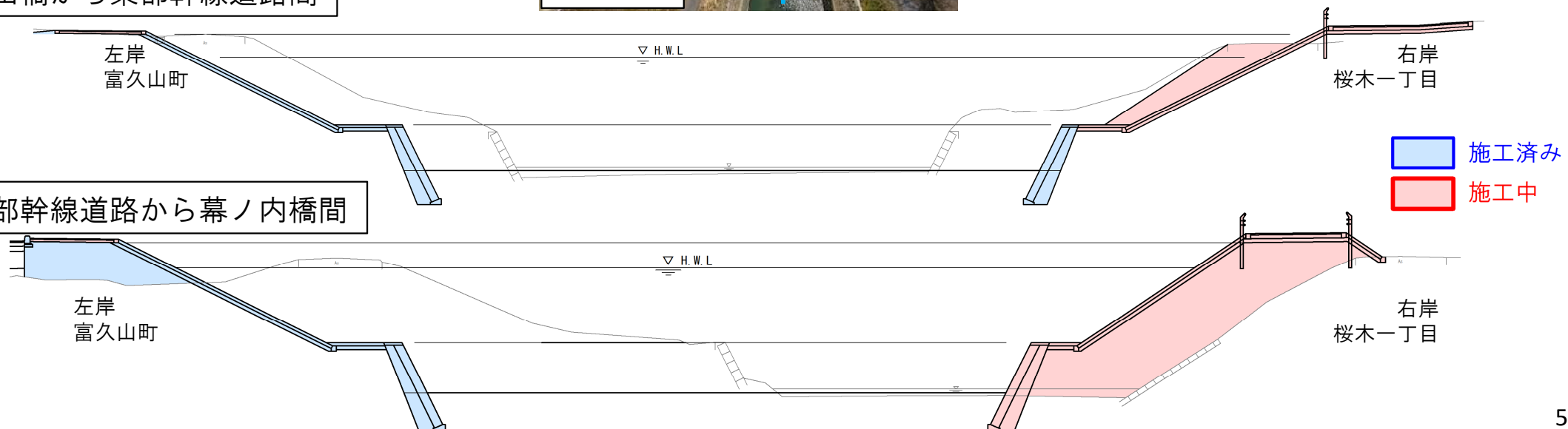
施工済み
施工中

3. 事業進捗状況（2）

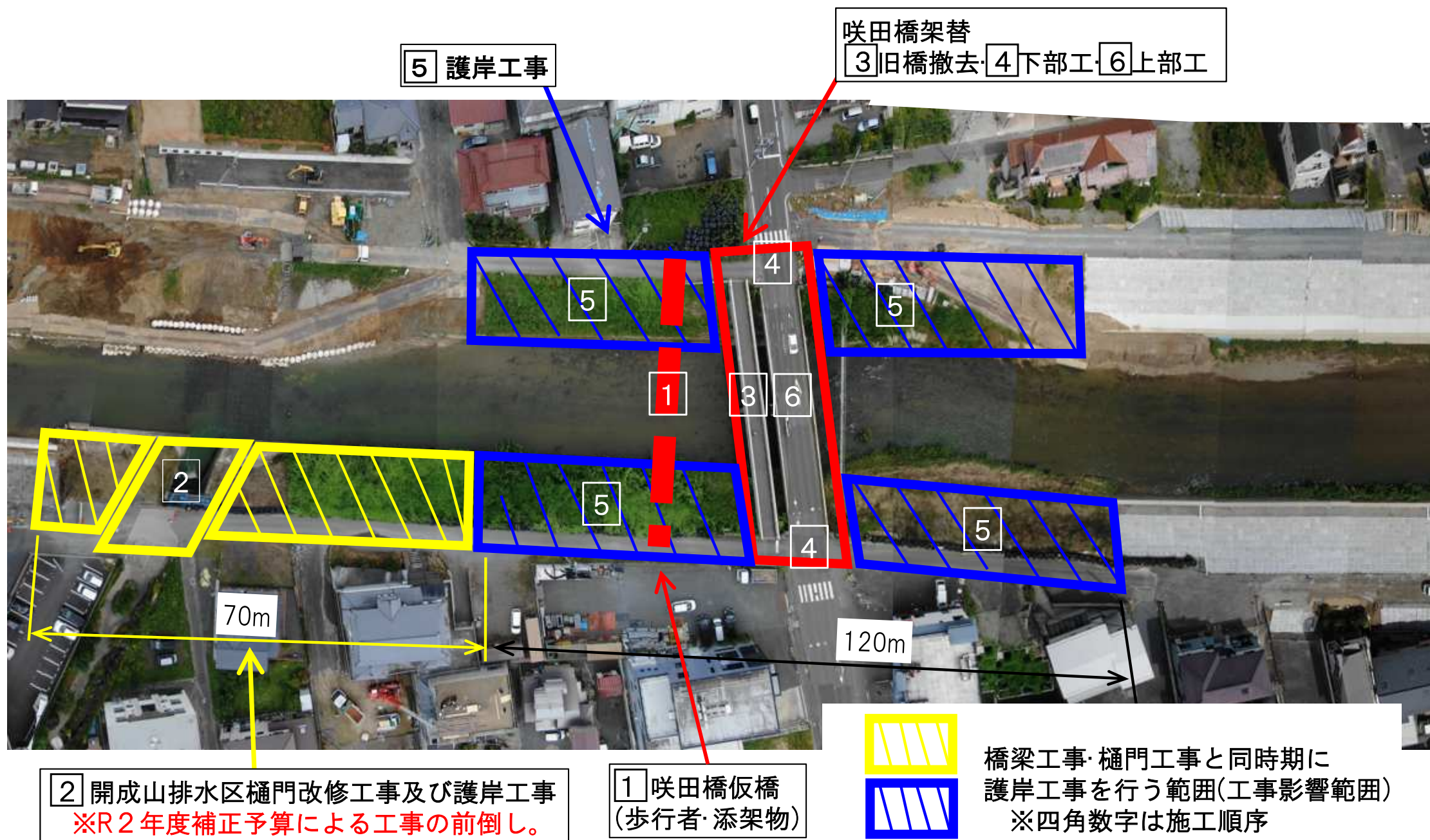


※写真中の赤線は、断面図の位置を示しています。

咲田橋から東部幹線道路間



4. 市道橋咲田橋付近の工事の進め方



5. 工事期間中の越水対策

- ◇令和元年台風19号時のような異常な河川水位上昇に備えながら、市道橋咲田橋架替えや開成山排水区樋門改修の工事を進めます。
- ◇緊急時は、市道橋咲田橋を通行止めとし、大型土のうによる締め切りにより越水防止を図ります。



5. 工事期間中の越水対策【緊急時における市道橋咲田橋通行止めまでの流れ】

警報発令



逢瀬川の周辺地域に
『高齢者等避難』が発令※1



咲田橋の通行止め
(大型土のう締め切り)



河川水位が避難判断水位※3
以下になるのを確認



- ・ 締め切り撤去
- ・ 道路状況の確認
- ・ 必要に応じて道路清掃



バリケード撤去
通行止め解除



市道開放

- ※1 逢瀬川の周辺地域に『高齢者等避難』が発令されるのは以下の場合です。
- ・ 阿武隈川阿久津観測所の水位が **6.4 m** を超えると見込まれるとき。
 - ・ 逢瀬川の河川水位が、**はん濫注意水位**※2に達し、さらに上昇が見込まれるとき。
 - ・ 日没前の時点で、夜間に河川の増水が見込まれるとき。 など。



※3 避難判断水位

※2 はん濫注意水位

広報こおりやま令和2年8月号P.21に掲載

逢瀬川増水時の交通規制

大雨に伴い、逢瀬川が増水し咲田橋付近からあふれる恐れがある場合は、緊急的に咲田橋(市道麓山一丁目久保田線の一部区間)を通行止めいたします。詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。

県中建設事務所
☎935-1438



QRコード



逢瀬川増水時の咲田橋通行止めについて

令和2年6月12日
福島県県中建設事務所

逢瀬川では、旧国道4号逢瀬橋から桜木公園付近までの全体計画L=1270mの区間について、河川の断面積を広げ浸水被害を軽減するための河川改修工事を実施しております。

今年度は、旧国道4号逢瀬橋から咲田橋までの区間と、咲田橋上流から幕ノ内橋の上流までの区間について、築堤及び護岸工事を実施します。

咲田橋については、河川改修工事に伴い架替工事を今後進める予定ですが、**大雨に伴い逢瀬川が増水し咲田橋付近から溢れる恐れがある場合は**、緊急的に市道麓山一丁目久保田線の一部区間を通行止めし、咲田橋両岸付近に大型土のうを設置します。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【交通規制路線】 市道麓山一丁目久保田線(咲田橋)

【規制内容】 大雨に伴い逢瀬川が増水し咲田橋付近から溢れる恐れがある場合は、緊急的に咲田橋を通行止めとします。また、咲田橋の通行止めに伴ううねめりとの交差点から荒井郡山線との交差点までの区間を通行規制します。



【問い合わせ先】

河川管理者：県中建設事務所事業部河川砂防課
電話 024-935-1438 (直通)

【関連部署】

道路管理者：郡山市建設交通部道路維持課
電話 024-924-2301 (直通)

県中建設事務所ホームページに掲載



河川の状況をスマートフォンから見る事が出来ます。

川の水位情報
(危機管理型水位計とライブカメラ)

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問 1＞令和元年東日本台風では、郡山市は梅田ポンプ場は朝4時まで稼働していたと郡山市議会で答弁していますが、逢瀬川の河川管理者である福島県知事は、梅田ポンプ場の運転について、どのように指示をしたのか時系列的に内容を表形式に整理して説明すること。

＜回答 1＞

ポンプ場の運転に関する指示はしておりませんが、富田水位観測所において避難判断水位（3.0m）に達したことを郡山市に伝達しています。

＜質問 2＞国土交通省では、平成13年6月27日に河川局治水課長や都市・地域整備局下水道部長が出水期における排水ポンプ場の運転調整に係る通知を発出し、既に20年以上経過していることから、逢瀬川の河川管理者である福島県と下水道管理者において、堤防の破堤による壊滅的な被害を防止するため、逢瀬川に排水する梅田雨水ポンプ場、下水道管理センター、横塚雨水ポンプ場の運転調整のルールについて説明すること。

＜回答 2＞

各許可工作物管理者と運転調整ルールを策定できるよう協議を行っているところです。

＜質問 3＞宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）（令和2年1月） 28ページでは、河川、下水道、農業排水の管理者が連携し、出水期における排水ポンプ場の運転調整の実施により洪水被害を軽減する。と記述されていますが、福島県地域防災計画では記述を確認できないことから、説明をすること。

＜回答 3＞

現行地域防災計画に具体的な記載はありません。改正の必要がある場合は、防災会議に諮ってまいりたい。

＜質問 4＞水防法では、福島県が郡山市に洪水予報を通知するよう定められていますが、いつ、どのような内容を、どのような手段で伝達し、郡山市長はどのような反応をしたのか。時系列に整理し、正確に具体的に説明をすること。

＜回答 4＞

逢瀬川は、水位周知河川となっていることから富田水位観測所において避難判断水位（3.0m）情報を 2 1 時 4 1 分に郡山市にファックスで伝達しています。なお、市長の反応については、承知しておりません。

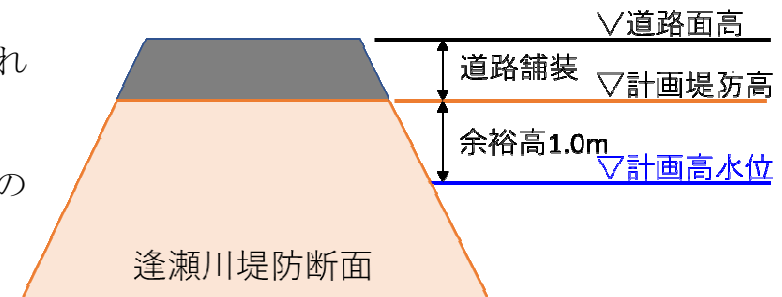
福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問5＞阿武隈川の阿久津水位観測所の堤防の計画高水位（標高225.28m）、逢瀬川逢瀬橋の堤防の計画高水位（標高225.749m）であり、47cmの高低差しかありません。令和元年東日本台風では、逢瀬川逢瀬橋の水位計は標高226.85mを記録したとの説明だったことから、逢瀬川の堤防の計画高水位は約1.1m不足しています。そのため、逢瀬川の堤防の計画高水位は標高226.85mを上回る高さの堤防とし、国土交通省が阿武隈川本宮地区に整備した特殊堤と同じく、標高227.85m以上の特殊堤を整備すること。

＜回答5＞

逢瀬川では1/100確率規模の計画流量520m³/sを流下させるために、計画流量が流れる水位（計画高水位）に余裕高1.0mを加えた高さを計画堤防高として整備を進めています。

令和元年台風19号時は計画高水位を著しく超える異常出水でしたが、河川改修の完了により、逢瀬橋地点では計画堤防高226.749mに市道舗装厚35cmが嵩上げされた227.099mが堤防天端高となり、台風時水位226.85mよりも高くなります。



＜質問6＞バックウォーター現象とは、阿武隈川と逢瀬川の合流部で、支流の流れが堰き止められることですが、郡山市では逢瀬川の増水時に下水道管理センターに雨水ポンプを増設し、放流渠、樋門を整備する工事を、住民に説明することなく入札手続をしています。下水道管理センターに新設する河川管理施設（放流渠、樋門）の操作規則や、福島県との協議の経緯を具体的に説明すること。

＜回答6＞

郡山市回答を参照願います。

＜質問7＞昭和57年台風10号の豪雨により水害を被った大阪市寝屋川水系平野川水害訴訟（昭和58年4月4日提訴）における下水道管理者が敗訴した理由は、下水道管理施設（河川管理施設）は、適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していると解すべきである。との判決理由であったことから、逢瀬川に排水する開成山樋門の改修、その他の樋門、樋管に係る滞留防止措置の具体的な工事内容、安全度をどのように確保するか説明すること。

＜回答7＞

郡山市回答を参照願います。

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問8＞福島県議会平成23年9月定例会(10月15日)では、今井久敏議員が、平成23年台風15号により郡山市若葉町付近から越水したため築堤を急ぐ必要があると質問したところ、福島県土木部長は、緊急的に土のう積み工を実施し、次の出水に備え、築堤工事を先行して進めると答弁していますが、築堤工事が遅延していることから、福島県議会の答弁との食い違いを説明すること。

＜回答8＞

平成23年9月定例会で答弁されたとおり、平成24年度予算にて次期出水に備えて土のう積を実施するとともに、右岸若葉町地内では地権者や居住者の皆様に用地協力をいただき、暫定築堤も実施しました。



大窪橋上流の仮設土のう設置状況（撮影：平成28年7月）



右岸暫定築堤状況（撮影：平成28年2月）

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問9＞郡山市議会令和元年12月定例会(12月11日05)では、蛇石郁子議員の質問について、若竹裕之建設交通部長は、郡山市タイムライン（防災行動計画）に基づき、台風接近の3日前から福島国道河川事務所、福島県中建設事務所と連携し排水機場などの運転や排水樋管の操作に関して事前確認するなど、国・県と連携し河川管理施設の運転操作を実施、御代田地区への大型土のう設置や、愛宕川への排水ポンプ車を事前配備したと答弁していますが、逢瀬川の堤防の低い箇所事前に土のうを設置せず、福島県議会平成23年9月定例会(10月15日)における今井久敏県議会議員への答弁と食い違い次の出水に備えなかったことについて説明をすること。

＜回答9＞

逢瀬川では、従前の堤防高を下げないよう河川改修工事を進めているところです。

令和元年台風19号に伴う越水被害を受け、同様な事象に備えて工事中ではありますが従前の堤防上に大型土のうを設置したところです。堤防の完成に向け、順次大型土のうを撤去しながら工事の進捗を図っていきます。なお、咲田橋架け替えや開成山樋門改修のために築堤護岸が完了出来ない区間については、大型土のう等の設置により次期出水に対応することとしております。

＜質問10＞平成27年10月21日（水）に若葉会館において福島県県中建設事務所の当時の事業部長、河川砂防課長に対して、新大窪橋～幕ノ内橋は護岸がないことから早期築堤を要望しましたが、河川砂防課長は、「大窪橋～咲田橋間はまっすぐ流れていることから危険性が高いとは言えない。」と回答しました。住民が納得する説明をすること。

＜回答10＞

咲田橋下流右岸側の低水護岸の無かった箇所は河道形状が直線的であり、大窪橋下流のカーブしている区間に比べると、上流域からの流水に対して危険性は高くないという趣旨の発言と思われれます。

＜質問11＞福島県が公表している社会資本総合整備計画のうち郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランの事業評価について説明をすること。

＜回答11＞

郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランの社会資本総合整備計画については、平成26年度から事業をスタートし、令和4年度迄の9年間の事業期間となっており、逢瀬川の河川改修及び郡山市の下水道事業を実施しております。事業評価については、国への事業申請の手続きを進めるにあたり、事前評価を実施しており、主な事業効果としては浸水家屋数の低減を確認しております。

なお、令和元年度の福島県公共事業評価委員会の審議の結果は「事業継続」となっており、「今後も事業を継続することで、流域全体の事業効果の発現が期待されることから、早期の事業完成を目指し、現計画のとおり事業を進めることが妥当」との判断がなされております。

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問12＞令和元年11月19日に郡山市長が福島県知事に緊急要望をした逢瀬川の河川整備計画の見直しに係る説明をすること。
また、開成山排水区の雨水を逢瀬川に排水する河川管理施設（開成山樋門）の改修工事は、阿武隈川と逢瀬川の合流部でバックウォーター現象が発生し、逢瀬川の水の流れが堰き止められるため、112号雨水幹線の上流部に洪水調整池を整備すること。

＜回答12＞

令和元年東日本台風時に逢瀬川では、河川整備計画の目標流量 $520\text{m}^3/\text{s}$ を超過していないことから、現在の河川整備計画による工事を進めてまいります。 ※令和元年台風19号発生時の富田水位流量観測所の最大流量 $320\text{m}^3/\text{s}$
112号雨水幹線上流部への洪水調整池整備については、郡山市回答を参照願います。

＜質問13＞岐阜県牧田川圏域河川整備計画（平成27年10月変更）45ページでは、住民の意見を取り入れ、洪水調整池の整備や排水機場の運転調整のルールを定めることが記述されていますが、福島県が策定した郡山圏域河川整備計画（逢瀬川）は、記述を確認できないことから、説明をすること。

＜回答13＞

郡山圏域河川整備計画（平成18年4月）では、「洪水時は河川情報の収集を行い、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供を図る」こととしています。
現在、運転調整ルールの策定については、各許可工作物管理者と協議を行っているところです。

＜質問14＞令和元年東日本台風により水害を被った郡山市谷田川では、福島県県中建設事務所が、令和2年5月7日に随意契約を行い「谷田川流域の被災流量の規模を推定し、越水被害の要因を検証し、河川事業計画の見直しをするため」河川事業計画策定業務を発注していますが、郡山市逢瀬川では河川整備計画の見直しが遅延している理由を説明すること。

＜回答14＞

谷田川での業務は、台風19号時の越水要因や、現在進めている河道計画が妥当であるか否かを検証するために実施したものであり、ご質問の河川整備計画（河道整備計画の上位計画となる基本計画）を見直すために実施したものではありません。逢瀬川の河川整備計画についても見直す予定はありません。

＜質問15＞新大窪橋から咲田橋の逢瀬川右岸などは、国の補助金を利用して、令和元年9月に発注されていたが、工事が大幅に遅延し、令和3年5月現在も築堤工事が完成していないことから説明すること。

＜回答15＞

工事発注後における令和元年台風19号に伴う越水被害などにより遅延が生じましたが、築堤護岸工事を早期に完了させるよう工事を進めているところです。

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問16＞咲田橋の架け替えに伴い逢瀬川右岸（若葉町側）事業者2戸の事業所が、突然、令和3年2月26日に移転するよう連絡があり困惑していることから、経緯などを詳しく説明すること。

＜回答16＞

各地権者様と個別に協議させて頂いているところであり、個別案件であることから、本説明会での説明は控えさせていただきます。

＜質問17＞逢瀬川は、福島県の職員が行う業務を発注者支援事業者に依頼しているが、請け負った業者の業務内容、毎年度の支払額、業者名、自ら県職員が行わず業者に発注する必要性を表形式にして、説明すること。

＜回答17＞

業務名	逢瀬川筋外CM業務委託
業務内容	逢瀬川等の河川改修事業において、発注者（県）のもとでCMR（コンストラクションマネージャー）が、設計・工事発注・施工の各段階において、設計検討や工程管理、品質管理、コスト管理等のマネジメント業務の全部または一部を行っています。
受注者名	逢瀬川筋外CM業務建設技術研究所・復建技術コンサルタント・新日設計共同体
業務の必要性	近年の豪雨災害への早期対応のため、発注者体制を確保する必要があり、CM業務を導入しています。

＜質問18＞福島県議会令和2年6月定例会に、越水した新大窪橋から開成山樋門の築堤工事を令和3年度予算で工事をする。また、堤防を安全な高さにすることの請願をした。咲田橋下流から開成山樋門間の築堤工事の完成年度の前倒しについて説明すること。

＜回答18＞

開成山樋門改修及びその周辺の築堤護岸工事を今年度実施する予定です。堤防完成となる区間の更なる延伸を図ります。

＜質問19＞令和2年3月23日に公表した令和2年度工事等の発注見通しでは、令和2年7月に咲田橋の工事用道路工、仮橋工が発注され、9カ月で完成することになっているが遅延していることから説明すること。

＜回答19＞

河川占用物（上水道、電力通信線等）の支障物件の移転完了に期間を要したため工事の遅延を生じておりますが、河川占用物管理者様の協力のもと、咲田橋架け替え工事の早期完成を図ってまいります。

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問20＞令和3年5月20日に公表した令和3年度工事の発注見通しでは、計画になかった逢瀬橋から下流の富久山町久保田、横塚3丁目の堤防強化工事が行われ、令和3年度に咲田橋の架け替え工事が行われないことから説明すること。

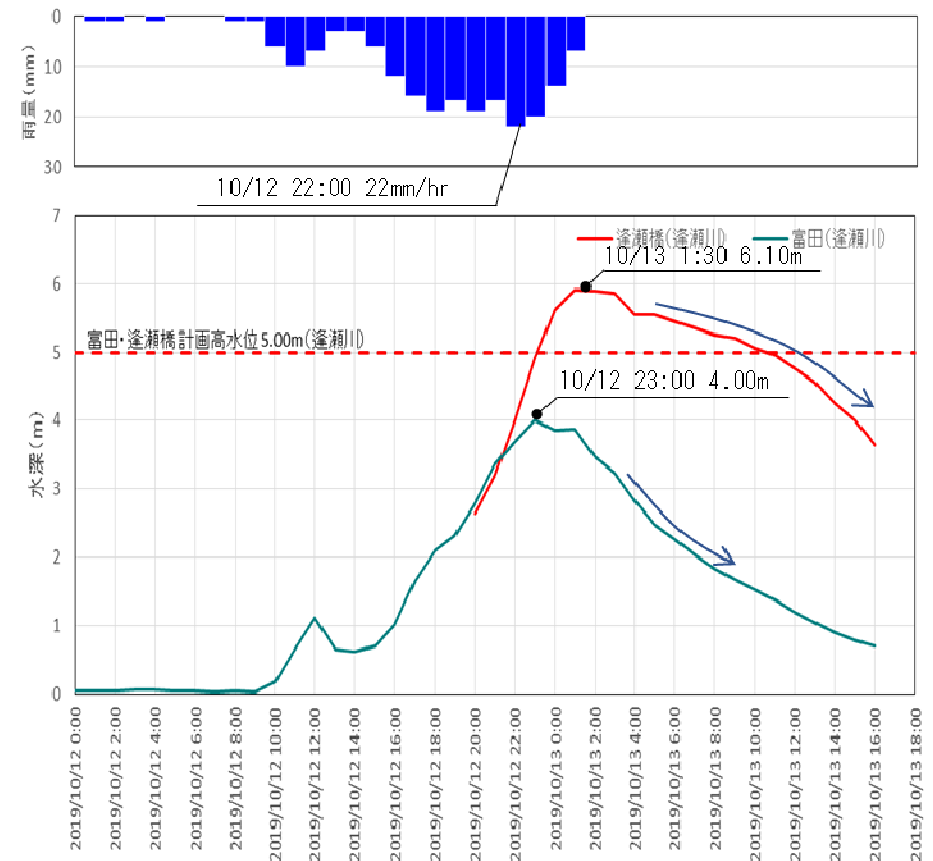
＜回答20＞

逢瀬橋下流区間は、河川維持工事により整備済み堤防を補強する工事を実施しています。
咲田橋については、今年度に仮橋設置し、占用物移設完了後に架替工事に着手します。

＜質問21＞令和元年11月に福島県県中建設事務所が公表した令和元年台風19号の災害概要は富田水位観測所の水位は掲載されているが、令和2年2月22日の住民説明会で説明した逢瀬橋の水位計の記録が欠落しており、バックウォーター現象がわかる貴重な記録であることから追加すること。

＜回答21＞

逢瀬橋水位データを掲載したものは図のとおりです。



逢瀬川の降雨・水位関係

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

＜質問22＞令和元年東日本台風では、逢瀬川右岸12-3地先の堤防の川裏側の法面の土砂が住宅地や市道に流入し復旧作業を妨げ、住宅地に流入した土砂は個人で除去するよう言われたが説明すること。

＜回答22＞

県では、自然災害における宅地等へ流入した土砂については対応していません。

＜質問23＞国土交通省への質問要旨(7)については、福島県においても同様に説明と、経緯の公表をすること。

(7) 国土交通省が平成18年に開催した社会資本整備審議会河川分科会第3回安全・安心が持続可能な河川管理のあり方検討会の資料1では、昭和57年台風10号の豪雨により水害を被った大阪市寝屋川水系平野川水害訴訟(昭和58年4月4日提訴)の判決の概要として「下水道施設は、放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を備えていなければ、現実には雨水を排出することは不可能であり、適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していると解すべきである。」との判決理由から、第一審では下水道管理者の大阪市は敗訴し、第二審では大阪市と住民は和解しています。平成13年に通知を発出した後、20年が経過していますが、令和元年東日本台風では、越水後も郡山市の排水ポンプ場は運転を継続していたことから、どのような協議をしてきたのか。具体的かつ、時系列的に整理し、国の事務に瑕疵がないか、説明すること。併せて、国土交通省のトップページで公表すること。

＜回答23＞

本県では、関係機関と排水ポンプ場の運転調整ルール策定に向けて、平成29年度から協議を実施しており、引き続き協議を継続していく予定です。

＜共通質問1＞令和2年8月29日住民説明会議事録【次第7 質疑応答】の「次回説明してほしい」「図面で提示する」「再度検討」「再度説明」「資料を提示したい」「考えてほしい」「実現してください」等の回答をすること。

＜前回意見①＞

逢瀬川右岸開成山排水区樋門の上流側が大型土のうで押さえている。本日、左岸から見てきたが、あの状態で3年も4年も工事しないのか。ここから溢水したら県が責任を取るのか。賠償できるのか。どうする予定か次回説明してもらいたい。

＜回答①＞

咲田橋架け替えや開成山樋門改修のために築堤護岸が完了出来ない区間については、大型土のう等の設置により次期出水に対応することとしております。なお、現在大型土のうを設置している区間のうち、開成山樋門改築工事は今年度実施予定です。

福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

<前回意見②>

咲田橋の仮橋工事着手が3月となっている。前回の説明会では9月着手となっていたと記憶している。仮橋工事の着手を前倒しするよう補正予算を使って再度検討していただきたい。

<回答②>

咲田橋仮橋工事は、占用事業者との調整に時間を要することが想定されたことから、令和3年3月着手となりました。ただ、占用物移設が完了次第、仮橋工事に着手する予定です。

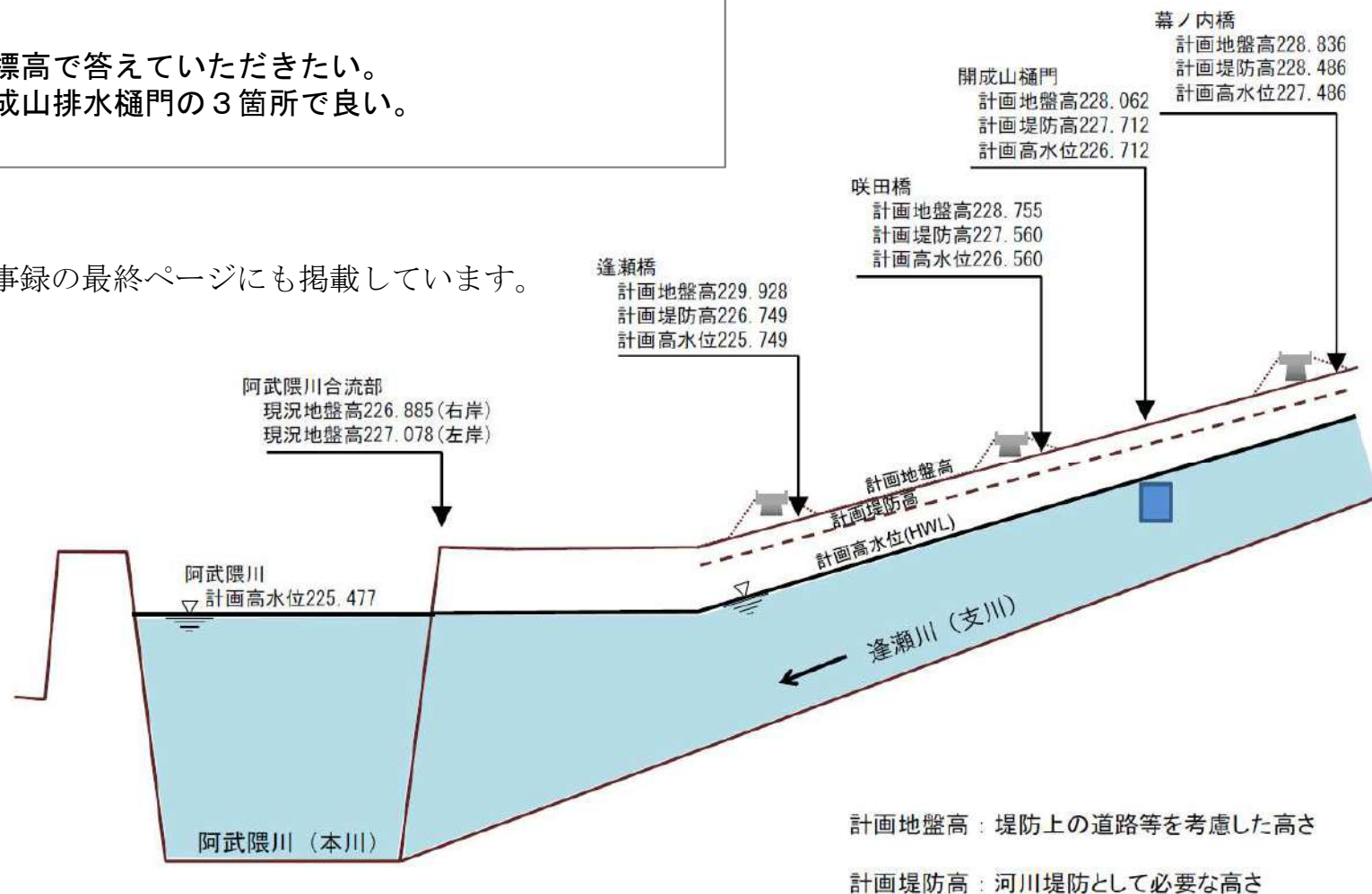
<前回意見③>

- ・逢瀬川の堤防の計画高さを標高で答えていただきたい。
 - ・場所は逢瀬橋、咲田橋、開成山排水樋門の3箇所で良い。
- 後日説明してください。

<回答③>

下図のとおりです。

なお、前回説明会議事録の最終ページにも掲載しています。



福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会からの陳情書(R3. 6. 23付)での質問と回答

<意見④>

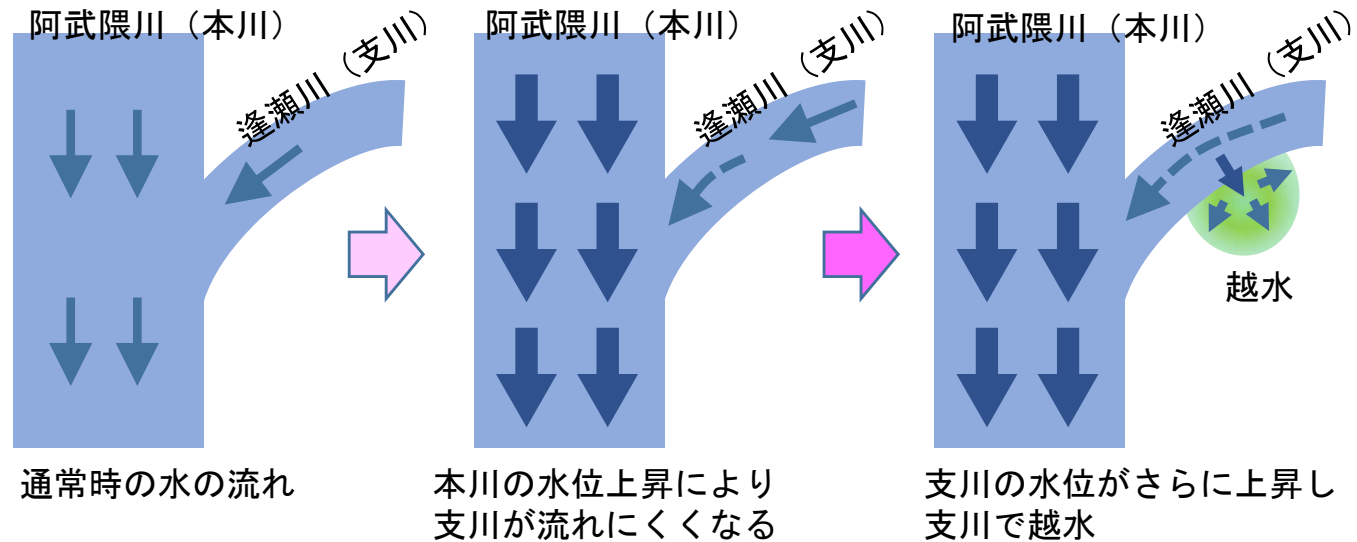
逢瀬川ではバックウォーターが発生し下流に水が流れないので、内水を逢瀬川に排水すると水位が上昇し再び、越水する。

<説明会での県回答>

バックウォーターという現象は水が止まっているわけではなく通常より流速が遅くなって水が流れづらくなっている状態です。阿武隈川の水位によって影響しているということです。そのことについて皆様に分かり易い資料を提示したいと考えています。

<回答④>

逢瀬川におけるバックウォーター現象のイメージは右図のとおり。



<共通質問2> 令和2年8月29日住民説明会議事録の【説明会後に頂いた質問・意見】の回答をすること。

<意見⑤> 説明会の主催者の確認

<回答⑤>

令和2年8月29日開催の説明会主催者は、福島県及び郡山市です。

<意見⑥>

・令和2年5月20日は、郡山市で報道発表を行い、当該市町村に令和2年の予算に係る資料を配布しているが、なぜ、今回の住民説明会は報道発表をしないのか。

<回答⑥>

前回の説明会については関係各社に報道発表しています。また今回の説明会についても関係各社に報道発表しています。